

三種町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三種町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度(25年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (平成32年4月1日適用予定)
処理区域内人口密度	22.2人 12,302人/554.3ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1区(臨海処理区)		
処理場数	0箇所(全域が流域関連公共下水道)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事業開始当初から下水道区域の全域で秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)に接続しており、関連市町村との広域的な汚水処理を実施しています。 農業集落排水事業実施中の5処理区域のうち釜谷処理区について、平成29年度に下水道事業との統合のための接続工事を行います。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10m ³ まで:1,512円 超過使用料 10m ³ を超えて100m ³ まで:1m ³ につき151.2円 100m ³ を超えて500m ³ まで:1m ³ につき140.4円 500m ³ を超えて1,000m ³ まで:1m ³ につき129.6円 1,000m ³ を超える分:1m ³ につき118.8円 (いずれも8%税込み、請求時10円未満切り捨て)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同一体系				
その他の使用料体系の 概要・考え方	温泉汚水使用料体系 基本使用料 10m ³ まで:1,188円 超過使用料 10m ³ を超える分:1m ³ につき118.8円 (いずれも8%税込み、請求時10円未満切り捨て)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,520 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,754 円
	平成26年度	2,800 円		平成26年度	2,895 円
	平成27年度	3,020 円		平成27年度	3,048 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課下水道係は平成28年度現在、課長、課長補佐兼係長のほか、係員3名で下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置補助事業を兼務して行っています。
事 業 運 営 組 織	平成17年度の市町村合併の際に、上下水道課となりました。当初は八竜、山本、琴丘地域の各総合支所にも上下水道担当2名ずつ配置していましたが、平成21年度に八竜総合支所業務を本庁と統合し、平成28年度から納付書発行や文書受付等の窓口対応以外の業務を上下水道課一本に集約させ、組織のスリム化を図っています。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ保守点検業務、自家用電気工作物保守点検業務、水質検査業務、管渠清掃業務、管路台帳システム保守点検業務等の維持管理業務の中でも専門性の高い業務について民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

2. 経営の基本方針

下水道事業は、住民の環境衛生の向上、都市の健全な発達及び公共用水域の水質の保全に寄与しており、住民の日常生活に欠かすことのできないサービスとして将来にわたって安定的かつ継続的に提供するため、以下の項目を基本方針として事業運営を行っています。

○経営基盤の強化

現在の下水道事業の経営状況について、支出面ではこれまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)が大きな負担となり経営を圧迫しています。一方、収入面では主な自主財源である下水道使用料について、水洗化率の伸び悩み等により十分な収入であるとは言えず、収入の不足分を一般会計からの繰入金によって賄い、経営が成り立っている現状です。将来的にも人口減少や節約意識の高まりを反映した節水機器の普及などにより、有取水量の増加が見込まれない状況であるため、使用料の見直し、水洗化率の向上、適切な徴収、業務の効率化による経費削減等の取組を行い、経営基盤の強化を目指します。

○安全で安心な暮らしの実現のための適切で計画的な事業執行

安定的かつ継続的なサービスの提供とは、中長期的な事業の存続はもちろんのこと、短期的にも住民の生活排水を止めることなく受け入れる必要があります。管路やポンプの故障トラブルを完全に防ぐことはできませんが、施設の点検や修繕・更新計画の見直しを行い、事後対応型から予防保全型の修繕対応への転換を図ることで、故障トラブルの影響を最小限に抑え、住民が安心して下水道施設を利用できるよう努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

計画期間中、下記の事項以外の建設改良事業は予定していません。

○管渠の建設、最適化に関する事項

三種町釜谷地区公共下水道接続工事 平成29年度 事業費136,540千円(設計書作成業務含む)
農業集落排水事業の釜谷処理区について、処理場の老朽化が進んでいることから、単純更新と下水道接続で費用比較を行い、下水道接続を選択しました。平成28年度までに詳細設計業務を終え、平成29年度に社会資本整備総合交付金事業として接続工事を行います。

○その他

流域下水道建設負担金 平成29年度～平成38年度 総額136,110千円
平成29年度は現年度分と前年度繰越分を算定し、平成30年度以降は、上位計画である平成28年度版「秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)全体計画」計画説明書内に記載されている財政計画書(財源)を参考に、市町村負担分に当町の平成28年度現在の負担率2.91%を乗じて算定しました。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

一般会計からの繰入を極力減らすため、確実な使用料等の徴収に努め、交付金や地方債発行の対象となる事業では可能な限り利用する方針です。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

平成29年度の釜谷地区下水道接続により、平成30年度から6,600千円の増収としています。(平成27年度調定額より)
また、平成30年10月以降の消費税率の改定を考慮し、平成31年度と平成32年度は1,000千円ずつ増額としています。
平成33年度以降は、人口減少により収入の減少が見込まれており、収支計画上では1,000千円ずつ減収としているため、増額を前提とした使用料改定の検討を行います。

○国(都道府県)補助金に関する事項

・社会資本整備総合交付金
釜谷地区下水道接続工事 平成29年度 交付額67,700千円 補助対象事業費135,400千円に対して50%交付

○企業債に関する事項

計画期間中の発行予定は下記の通りです。発行可能な事業について上限額で借入する方針です。
・釜谷地区下水道接続工事(財政融資資金) 平成29年度 発行総額 67,700千円 補助対象事業費に対して50%充当
・流域下水道建設負担金(財政融資資金) 平成29～38年度 発行総額135,700千円 単年度毎の負担金額に対して100%充当
・公営企業会計適用債(民間借入) 平成29～31年度 発行総額 45,400千円 事業費に対して100%充当
・資本費平準化債(民間借入) 未利用利子分 平成29～38年度 発行総額278,000千円 平成28年度地方債同意等基準運用要綱に基づき算定
元金差額分 平成29～38年度 発行総額796,600千円 同上

○繰入金に関する事項

営業収益で賄いきれない元利償還金の財源として基準外繰入金を算定しています。償還が進んでも毎年度80,000～90,000千円程度で横ばいで推移しているため、使用料の見直しや経費削減の取組は、この基準外繰入金額を減らすことを意識して行う必要があります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

平成29年度の予算要求額をベースに職員2名分を算定しています。人事異動や各会計への人件費の割り振りは総務課人事・給与担当の裁量が大きく、予測が難しいため同額算定としています。

○動力費、修繕費、委託費に関する事項

平成29年度の予算要求額をベースとして算定しており、平成31年10月以降については消費税増税分を増額して算定しています。

○その他(地方公営企業法適用に関する業務)

平成32年度4月1日からの法適用を目指し、平成29年度から平成31年度の間に45,400千円の事業費を算定しています。
固定資産調査及び評価業務に関しては、秋田県下水道課との共同事業として平成29年度から平成30年度まで合計15,400千円を負担金として算定しています。
企業会計システム構築業務他の委託業務として平成30年度から平成31年度までに合計30,000千円を委託費として算定しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	釜谷処理区以外の農業集落排水処理区の単純更新と下水道接続の経済費用比較を平成27年度に実施しており、芦崎処理区と下岩川処理区について下水道接続により費用削減効果が得られるという試算結果が出ています。現在の電気機械設備が標準耐用年数の15年を迎えるのが平成38年度以降であり、本格的な調査・設計費用等は未反映ですが、下水道接続による最適化に向けた取組を進めていきます。
投資の平準化に関する事項	農業集落排水釜谷処理区の下水道接続工事以外には計画期間内の建設改良工事は予定していませんが、管渠の長寿命化や最適化等について、国や他の自治体の動向を注視しながら検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他の生活排水処理事業との統合以外の下水道整備はすでに完了しているため、検討していません。
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	資本費平準化債の発行可能額が減少する見込みであり、水洗化率の向上だけでは財源の確保が厳しい状況であるため、定期的に使用料改定を検討し、自主財源の増収を図る必要があります。平成26、27年度に使用料を改定したばかりであるため、住民感情を考慮すると早急な改定は難しいと思われませんが、平成31年10月の消費税増税のためシステム改修が必要なことや、平成32年度から法適用することなど節目となるタイミングはあるため、適切な時期を見極めながら検討を進めていきます。
資産活用による収入増加の取組について	下水道施設が管渠とマンホールポンプのみであり、収入増加のための活用を見込める規模の土地・建物を所有していないことから、検討しておりません。
その他の取組	現状では一般会計からの基準外繰入金によって収支が均衡している状況にあるため、水洗化率の向上、適切な徴収、使用料の見直し等により、基準外繰入金の削減に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現行の民間業務委託の体制を継続する予定ですが、国や他の自治体の動向に注視しつつ、包括的民間業務委託等により明確に経営の健全化が図れるようであれば、積極的に検討を進めていきます。
職員給与費に関する事項	計画期間中、下水道事業には2人分の職員給与費を算定しています。事務作業の効率化や民間委託する業務の範囲について検討を行い、適切な人員配置に努めます。
動力費に関する事項	人口減少及びび有収水量の減少に注視し、マンホールポンプの能力が過剰とならないよう見直しを行い、電力消費の適正化に努めます。 また、電力自由化に伴う経費削減についても検討を行っていきます。
薬品費に関する事項	下水道処理区域の全域が流域下水道に接続しているため、薬品費は発生しません。
修繕費に関する事項	現状の事後対応型から予防保全型の修繕対応へと切り替え、設備の更新需要を見極めながら中長期的な視点での経費削減に努めます。
委託費に関する事項	現状で職員で対応できない専門性の高い業務のみを民間委託しており、維持管理についても地域で分けることなく一括発注しているため、事業単体での委託費の削減は難しいと思われます。
その他の取組	水洗化率や収納率の向上など財源確保に繋がる取組にかかる経費について、費用対効果を検証しつつ取り組んでいきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度毎に進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも中間となる5年毎に見直し(ローリング)を行うことでPDCAサイクルを効果的に回し、経営戦略の事後検証、更新を行っていく必要があると考えます。 また、平成32年度から法適化することになっており、経営の分析指標も新しくなるため、このタイミングで新たに経営戦略を策定し直す必要があると考えます。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見 込〕	本年度 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	403,563	403,416	400,975	428,318	416,828	393,814	382,616	375,005	370,570	365,223	360,054	357,933
		(1) 営 業 収 益 (B)	152,810	148,200	149,700	156,300	157,300	158,300	157,300	156,300	155,300	154,300	153,300	152,300
		ア 料 金 収 入	152,475	147,900	149,400	156,000	157,000	158,000	157,000	156,000	155,000	154,000	153,000	152,000
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	335	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
		(2) 営 業 外 収 益	250,753	255,216	251,275	272,018	259,528	235,514	225,316	218,705	215,270	210,923	206,754	205,633
		ア 他 会 計 繰 入 金	202,453	203,516	207,375	216,318	214,128	207,914	200,616	197,105	196,670	195,123	193,354	194,333
		イ そ の 他	48,300	51,700	43,900	55,700	45,400	27,600	24,700	21,600	18,600	15,800	13,400	11,300
		2 総 費 用 (D)	209,566	207,113	206,533	215,740	203,147	181,303	174,180	167,114	160,368	154,129	148,556	143,549
		(1) 営 業 費 用	89,793	92,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000	97,000
ア 職 員 給 与 費	11,004	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000		
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	78,789	80,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000		
(2) 営 業 外 費 用	119,773	115,113	109,533	118,740	106,147	84,303	77,180	70,114	63,368	57,129	51,556	46,549		
ア 支 払 利 息	103,294	95,113	88,533	82,740	76,147	69,303	62,180	55,114	48,368	42,129	36,556	31,549		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他	16,479	20,000	21,000	36,000	30,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	193,997	196,303	194,442	212,578	213,681	212,511	208,436	207,891	210,202	211,094	211,498	214,384		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	224,700	213,431	373,921	216,742	229,513	231,075	232,881	229,909	201,636	169,321	147,863	113,040
		(1) 地 方 債	110,600	117,000	190,900	123,800	128,100	118,700	124,200	124,000	98,900	68,700	50,500	17,600
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	99,700	97,200	94,200	88,700	94,600	101,100	103,400	102,300	89,600	64,000	45,800	12,900
		(2) 他 会 計 補 助 金	110,920	89,231	115,321	92,942	101,413	112,375	108,681	105,909	102,736	100,621	97,363	95,440
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	3,000	7,200	67,700									
		(6) 工 事 負 担 金	180											
		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	410,906	420,824	570,908	429,320	443,194	443,586	441,317	437,800	411,838	380,415	359,361	327,424
(1) 建 設 改 良 費	17,169	19,755	160,405	12,455	18,537	17,664	20,807	21,738	9,312	4,744	4,744	4,744		
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	393,737	401,069	410,503	416,865	424,657	425,922	420,510	416,062	402,526	375,671	354,617	322,680		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 186,206	△ 207,393	△ 196,987	△ 212,578	△ 213,681	△ 212,511	△ 208,436	△ 207,891	△ 210,202	△ 211,094	△ 211,498	△ 214,384		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	7,791	△ 11,090	△ 2,545									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	6,844	14,635	3,545	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	14,635	3,545	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	89	45										
実 質 収 支 黒 字 (P)	14,546	3,500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	152,810	148,200	149,700	156,300	157,300	158,300	157,300	156,300	155,300	154,300	153,300	152,300
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	5,004,311	4,765,741	4,588,537	4,328,472	4,062,314	3,782,691	3,511,080	3,240,617	2,955,590	2,664,419	2,373,702	2,026,169

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度 29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	202,453	203,516	207,375	216,318	214,128	207,914	200,616	197,105	196,670	195,123	193,354	194,333
うち基準内繰入金	196,646	198,516	202,375	211,318	209,128	202,914	195,616	192,105	191,670	190,123	188,354	189,333
うち基準外繰入金	5,807	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
資 本 的 収 支 分	110,920	89,231	115,321	92,942	101,413	112,375	108,681	105,909	102,736	100,621	97,363	95,440
うち基準内繰入金	28,327	29,234	30,078	30,889	31,771	32,189	31,758	29,699	25,353	22,845	19,415	15,576
うち基準外繰入金	82,593	59,997	85,243	62,053	69,642	80,186	76,923	76,210	77,383	77,776	77,948	79,864
合 計	313,373	292,747	322,696	309,260	315,541	320,289	309,297	303,014	299,406	295,744	290,717	289,773

経営比較分析表

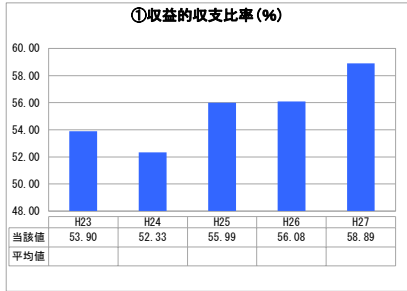
秋田県 三種町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20 ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	69.74	84.30	3,020

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
17,797	247.98	71.77
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
12,302	5.54	2,220.58

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



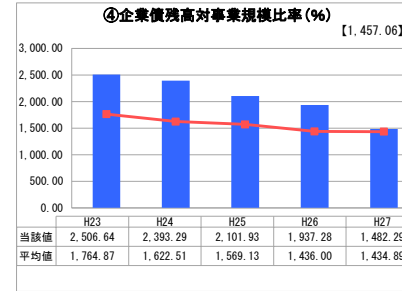
「単年度の収支」



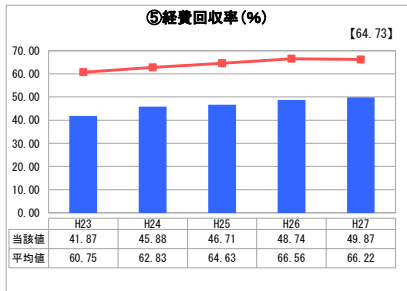
「累積欠損」



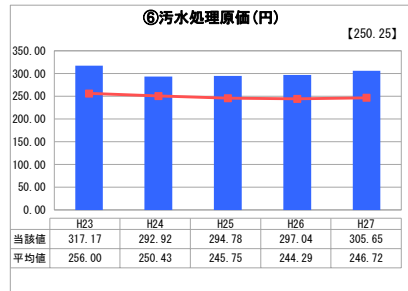
「支払能力」



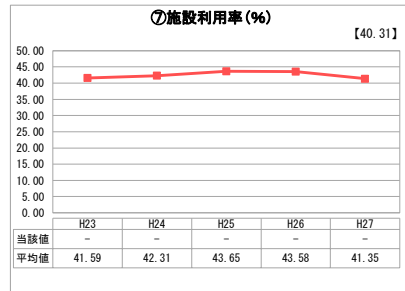
「債務残高」



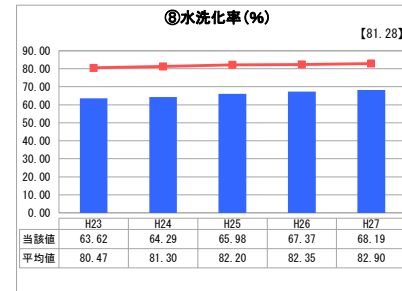
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

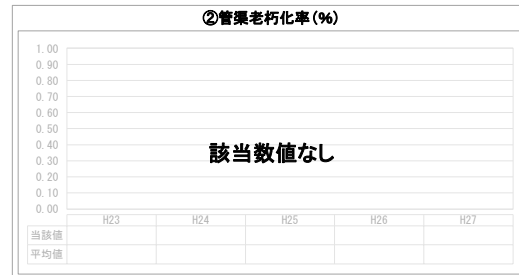


「使用料対象の捕捉」

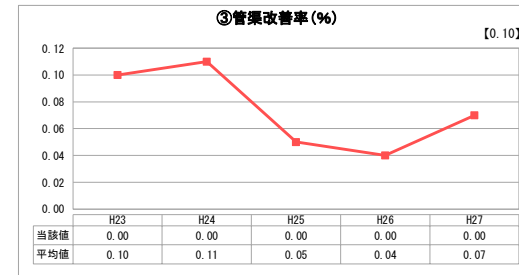
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率、経費回収率が共に100%を下回っており、水洗化率が類似団体平均値を下回っていることから、使用料収入が不足しており、一般会計からの繰入金等の財源に依存している状況が現れています。

水洗化率については微増が続いていますが、算定の基礎数値である水洗化人口については横ばい、あるいは微減傾向にあります。水洗化率の向上を図ることはもちろん必要ではありますが、劇的な向上がない限りは、経営の健全化に繋がるとは安易に言えない状況にあるため、使用料改定を検討する必要があります。

汚水処理原価が類似団体平均値を下回っていることについても、水洗化率の低さが要因となっていると考えられますが、上記のとおり水洗化率の向上により有収水量が増加するとは言えない状況にあります。そのため、不明水対策や、人口減少に合わせた中継ポンプの能力見直しを行うことにより、維持管理費用の削減を図っていくことが必要となります。

2. 老朽化の状況について

平成4年に旧琴丘町で供用開始した管渠が一番古いものであり、国土交通省が示している下水道管渠の標準耐用年数50年を経過するのは20年以上先になります。現状では管渠の更新が必要になるような目立ったトラブルは発生しておりません。

今後は、不明水対策と併せてカメラ調査等の維持管理の計画を策定し、管渠の老朽化状況の把握と適切な維持管理の見直しを立て、長寿命化を図っていく必要があります。

全体総括

現状では健全な経営ができていないといえないため、地道な水洗化率の向上と、使用料改定による自主財源の増収を図りつつ、不明水対策や施設の能力の見直しにより維持管理費用を削減し、収入と支出の両面から経営の健全化を目指していかなければなりません。

また、企業会計に移行する予定である平成32年度以降は、分析対象となる経営指標が新しくなるため、より詳細な分析による経営の健全化を図ります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。